

福山市医療版ワーケーション実施業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

福山市医療版ワーケーション実施業務を委託するに際し、公募型プロポーザルを実施し、提案された企画を審査の上、委託業者を決定する。

2 業務概要

(1) 業務名

福山市医療版ワーケーション実施業務

(2) 業務内容

福山市医療版ワーケーション実施業務仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

3 委託費

委託費の上限は3,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、Web会議システムを活用したプレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（令和11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 企業、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人その他法人格を有する団体であること。
- (7) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に定める有料職業紹介事業の許可を有し、一般社団法人日本人材紹介事業協会に所属する者であること。
- (8) 過去3年度以内（2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）まで）に、小児科医の紹介実績を8件以上有する者であること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認定又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証のいずれかを受けていること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課

福山市保健福祉局保健部総務課

住所：〒720-8512 広島県福山市三吉町南二丁目11番22号

電話：084-928-1164（直通） ファックス：084-928-1143

メールアドレス： hokensyo-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

内容	年月日
公告	2026年(令和8年)2月20日(金)
実施要領等の配布期間	2026年(令和8年)2月20日(金)から 同年3月9日(月)まで
質問書の受付期間	2026年(令和8年)2月20日(金)から 同年3月3日(火)午後5時まで
質問に対する回答期限 ・回答方法	2026年(令和8年)3月5日(木) 福山市ホームページ(https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)に掲載
参加申込書の受付期間	2026年(令和8年)2月20日(金)から 同年3月9日(月)午後5時まで
企画提案書の提出者の選定 通知	2026年(令和8年)3月10日(火)
企画提案書の受付期間	2026年(令和8年)3月10日(火)から 同年3月19日(木)午後5時まで
提案辞退書提出期限	2026年(令和8年)3月19日(木)
プレゼンテーション(ヒア リング)の実施	2026年(令和8年)3月24日(火)(Web 予定)
企画提案書の選定通知	2026年(令和8年)3月27日(金)

(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配付期間

2026年(令和8年)2月20日(金)から同年3月9日(月)午後5時まで(土・日・祝日を除く。)

イ 配付場所

(1)の担当課に同じ

※ 福山市ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の受付及び回答

ア 質問書の受付期間

2026年(令和8年)2月20日(金)から同年3月3日(火)午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を電子メールに添付し、保健部総務課宛てに提出すること。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※ メール送信の際は、件名に「福山市医療版ワーケーション実施業務に関する質問」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間 2026年(令和8年)2月20日(金)から同年3月9日(月)午後5時まで
(土、日及び祝日を除く。郵送の場合は必着させること。)

(2) 提出場所 6(1)の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～シの書類を作成し、各1部を提出すること。ウ、キ、ク及びケについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたものとする。

ア 参加申込書(様式1)

イ 会社概要説明書(様式2)

ウ 商業登記簿謄本(写しでも可)

エ 有料職業紹介事業許可証の写し

オ プライバシーマーク登録証等の写し

カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

キ 市税の完納証明書(写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式3)を提出すること。)

ク 国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(写しでも可。免税事業者は除く。)

ケ 印鑑証明書(原本)

コ 使用印鑑届(様式4)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)

サ 委任状(様式5)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)

シ 誓約書(様式6)

8 プロポーザル参加資格の確認

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2026年(令和8年)3月10日(火)までに審査を行い、参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間 2026年(令和8年)3月10日(火)から同年3月19日(木)午後5時まで(郵送の場合は必着させること。)

(2) 提出場所 6(1)の担当課と同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

・企画提案書提出書(様式7) 正本1部

・企画提案書 正本1部 副本3部

・見積書 正本1部 副本3部

※企画提案書は提案者が特定できる表記及びマーク社章は記入しないこと。

※企画提案書及び見積書については、PDFなど電子媒体でも提出すること。

提出先は、6(1)の担当課メールアドレス

- (5) 企画提案書の内容
 - ア 実施体制、配置人数、連絡体制
 - イ 仕様書に基づく提案内容

1 0 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに福山市医療版ワーケーション実施業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 日時 2026年（令和8年）3月24日（火）（予定）

※後日、企画提案書提出者に通知する。

イ 方法 プレゼンテーションはWeb会議システムZoomを活用して行うものとする。詳細は、企画提案者（プレゼンテーション実施者）に別途通知する。

ウ 企画提案の所要時間

- ・プレゼンテーション20分程度
- ・評価委員からの質疑10分程度

エ 注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーションの開始時間は後日通知する。
- ・プレゼンテーションの参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。
- ・Web会議システムZoomでプレゼンテーションを行うにあたって企画提案者が使用する場所、端末等は企画提案者で準備すること。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

(3) 受注候補者の特定

評価委員会における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定する。

ただし、評価の結果、評価点数の平均が50点未満の者の提案は不採用とする。

(4) 評価結果及び選定結果の通知

2026年（令和8年）3月27日（金）

企画提案書の提出者全員に評価結果及び選定結果を通知する。

なお、選定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として選定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 審査結果の公表

審査結果については福山市ホームページに公表する。

(6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査することとする。

1 1 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外、提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式8）を6（1）の担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

**福山市医療版ワーケーション実施業務
評価基準・評価項目**

評価項目	評価内容	配点	配点
(1)実施体制	実施体制、配置人数など 緊密な連絡体制 ・緊急時の対応状況	5	25
	業務実績 ・同種、類似業務の実績(内容・成果)から、本業務の遂行に必要な知識や経験を有しているか	10	
	業務理解度、実施手順など ・当業務の目的、条件、内容について理解しているか ・本市及び本圏域の医師不足の状況や課題等、実情を把握し、理解した上で業務の提案を行っているか	10	
(2)企画提案書	情報発信について ・本事業の情報発信や福山市をはじめとした備後圏域市町の魅力発信が効果的にできる方法となっているか ・専門技術・知見に基づき、内容が工夫されており、対象者の興味を持てる内容となっているか ・発信内容は理解しやすい内容となっているか	10	40
	従事医師の旅行等について ・従事医師が出務時間外に充実した余暇を過ごせるよう効果的な情報提供となっているか ・本市を中心とした備後圏域の情報提供となっているか ・情報提供内容は分かりやすい内容となっているか	10	
	独創性について ・本市及び本圏域の医師不足の状況や課題等、実情を把握し、理解した上で業務の提案を行っているか ・提案予算内で、本事業に有益な提案がなされているか ・医師のワーケーション参加だけでなく、移住や二地域居住への誘引に繋がる内容となっているか	10	
	実現性について ・提案内容は、実現性のある内容となっているか ・専門技術や知見、資料等が適切であるか	10	
(3)プレゼンテーション	提案内容のわかりやすさ	5	15
	取組への意欲、テーマ 本市が課題認識しているテーマに対する取組方針を示せているか	5	
	質疑・応答への対応	5	
(4)運用・保守体制	実施体制、配置人数など 緊密な連絡体制 ・緊急時の対応状況	5	5
(5)参考見積	提案内容、業務規模に基づく費用は妥当であるか	5	15
	紹介手数料に係る積算割合は妥当であるか	5	
	旅行等に係る費用のとりまとめに対する手数料の積算は妥当であるか	5	
合 計		100	